笠岡市低入札価格調査試行要領

平成３０年１月１１日

総務部長決定

（趣旨）

第１条　この要領は，笠岡市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）の入札について，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の１０第１項又は第１６７条の１０の２第２項の規定により落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施に関し，必要な事項を定める。

（対象工事）

第２条　低入札価格調査の対象となる工事は，市長が低入札価格調査を行う必要があると認めた工事とする。

（調査基準価格）

第３条　低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は，予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額に低入札価格調査基準率を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。

２　低入札価格調査基準率は，対象工事の予定価格算出の基礎となった額を用いて，次に掲げる計算式により算定した率の小数点第２位以下を切り上げた率（その率が０．９２を超える場合は０．９２とし，０．７５を下回る場合は０．７５とする。）とする。

　（直接工事費×０．９７＋共通仮設費×０．９＋現場管理費×０．９＋一般管理費

×０．５５）÷予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）

３　前項の規定にかかわらず，市長が特に必要があると認めるときは，調査基準価格を予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額に０．７５を乗じて得た額から０．９２を乗じて得た額までの範囲で適宜定めることができるものとする。

（調査班の設置）

第４条　調査基準価格を下回る価格をもって入札が行われた場合は，契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するため，調査班を設置する。

２　調査班は，班長，副班長及び班員をもって組織する。

３　班長は総務部長を，副班長は財政課長をもって充て，班長に事故があるときは，副班長がその職務を代理するものとし，班長及び副班長に事故があるときは，班長があらかじめ指名した班員がその職務を代理する。

４　班員は，当該建設工事の設計・施工担当部長及び課長並びに財政課参事をもって充てる。

（落札決定の保留）

第５条　調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者（以下「低価格入札者」という。）がいる場合には，入札執行者は，落札者の決定の保留及び第７条に掲げる調査の実施について，入札参加者に通知し，入札を終了するものとする。

（失格基準価格）

第６条　次の計算式により算定した額（万円未満切り上げ）を下回る入札は，当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断して失格とし，次条以下の調査は行わないものとする。

　予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）×失格基準率×（１＋（０．０００２×Ｘ＋０．００００２×Ｙ）×Ｚ）

２　失格基準率は，対象工事の予定価格算出の基礎となった額を用いて，次に掲げる計算式により算定した率の小数点第２位以下を切り上げた率（その率が０．９２を超える場合は０．９２とし，０．７５を下回る場合は０．７５とする。）とし，前項のＸには開札時の到達ミリ秒の１０の位の数字を，Ｙには開札時の到達ミリ秒の１の位の数字を，Ｚには開札時の到達ミリ秒の１００の位の数字を代入するものとする。

（直接工事費×０．９２＋共通仮設費×０．８５＋現場管理費×０．８５＋一般管理費

×０．５）÷予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）

３　前２項の規定にかかわらず，市長が特に必要があると認めるときは，失格基準価格を設けないことができるものとする。

（調査）

第７条　調査班は，調査基準価格を下回る価格をもって入札が行われた場合は，失格基準価格以上の価格をもって入札した低価格入札者のうち最低の価格をもって入札したもの（以下「最低価格入札者」という。）から，次の項目について記載した低入札価格調査報告書（任意様式）の提出を求め，調査を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 入札価格の内訳書

(3) 対象工事付近における手持ち工事の状況

(4) 対象工事に関連する手持ち工事の状況

(5) 対象工事箇所と入札者の事業所，倉庫等の関連

(6) 第１次下請けの予定業者名及び予定下請金額

(7) 手持ち資材の状況

(8) 資材購入先及び購入者と入札者との関係

(9) 手持ち機械の状況

(10) 労務者の具体的供給見通し

(11) 過去に施工した公共工事名

(12) 建設副産物の搬出予定状況

２　前項の低入札価格調査報告書の提出期限は，調査班が提出を求めた日の翌日から起算して５日以内（５日目が笠岡市の休日を定める条例（平成元年笠岡市条例第５０号）第１条に規定する市の休日の場合はその翌日）とする。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，提出期限を別に定めることができるものとする。

３　調査班は，第１項の調査を行ってもなお疑義がある場合においては，さらに次の項目について調査を行うものとする。

(1) 経営状況（関係機関等への照会）

(2) 信用状況（建設業法違反の有無，賃金不払の状況，下請代金の支払遅延状況）

(3) その他必要な事項

４　調査班は，最低価格入札者が第２項の規定により指定した期日までに低入札価格調査報告書を提出しないとき，また，第１項及び第３項に規定する低入札価格調査に応じないときは，当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと認めるものとする。

（審査及び決定）

第８条　市長は，前条の調査の結果，当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと判断した場合は，最低価格入札者を落札者と決定し，当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は，最低価格入札者を落札者とせず，予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者（失格基準価格を下回ったことにより失格となった者を除く。）のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。この場合において，次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときは前条以降と同様の手続きをとるものとする。

（通知）

第９条　落札者の決定結果については，該当入札参加者全員に対して通知するものとする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は，平成３０年１月１１日から施行する。

附　則

この要領は，平成３０年１０月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は，平成３１年４月１０日から施行する。

附　則

　この要領は，令和元年６月１日から施行する。